

玉名市発注工事における下請報告等の提出について

本市が発注した建設工事において、工事の一部を下請業者に発注した場合は玉名市下請契約報告事務取扱要領に基づき、下記の下請書類を提出してください。

なお要領の一部改正により、様式を変更するとともに、下請業者が再下請契約を行った際にも報告が必要となりましたので、書類作成に当たっては、ご注意ください。

書類の種類		提出の要否
様式第1号	施工体制台帳(元請負人に関する事項)	必須
様式第2号	施工体制台帳(下請負人に関する事項)	
施工体制台帳の添付書類	元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し	
	元請業者が下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	
	元請の主任(監理)技術者が資格を有することを証する書面又はその写し ※専任を要する監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る	
	元請の主任(監理)技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されているものであることを証する書面又はその写し ※社会保険被保険者証の写し等	
様式第3号	施工体系図	100万円以上の 下請契約
様式第4号	下請確認票	
様式第5号	元請・下請関係内容表	

提出期限：下請契約締結の日を含む21日以内
※21日目が休日に当たるときは、その翌開庁日まで

提出部数：2部

下請負人が再下請負を行った場合は、その都度、次の書類一式を追加で提出

様式第7号	再下請負通知書(下請負人に関する事項)
	再下請負通知書(再下請負人に関する事項)
添付書類	下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し
様式第3号	施工体系図

※ 下請契約の締結及び施工体制台帳等の作成に当たって下請負人から徴収した下記の書類については、原則、発注機関への提出は不要です。ただし、疑義が生じた場合に提出を求めることがありますので、元請負人において保管しておいてください。

(例) 許可通知書又は許可証明書、主任技術者に係る資格及び雇用関係を証する書面、見積書、社会保険や雇用保険に関する書類、暴力団排除条例に基づく誓約書、建退協の辞退届など

提出期限：再下請契約締結の日を含む21日以内
※21日目が休日に当たるときは、その翌開庁日まで

提出部数：2部

なお、作成等に関しては「施工体制台帳等の作成マニュアル(熊本県)」に準拠してください。